

令和5年 第6回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和5年6月26日(月)

令和5年 第6回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和5年6月26日(月)	開催場所	役場協議会室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時15分		
議長	伊藤 裕	議事参与者	なし		
出席した事務局職員	事務局長：吉村 貴文 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川 美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	×
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	×	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	×
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	○
12	塚本 房雄	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は13名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和5年第6回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号2番 金井 てる子 委員 議席番号3番 坂本 茂 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第19号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。今月の3条案件は3件です。1、2番とも譲受人は上里町〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇氏になります。</p> <p>最初に訂正させていただきます。1番の譲渡人の氏名は〇〇〇〇ですので訂正をお願いします。左側の意見欄について既に許可に丸がついていますが審議前ですので丸は誤りです。申し訳ございませんでした。</p> <p>1番ですが、譲受人は〇〇 〇〇氏です。譲渡人は上里町〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇 △△△外1筆です。農業振興地域内の青地です。譲受人の居住地からの距離は300m、2筆とも地目は畑、面積は①が288㎡、②は512㎡。権利内容は所有権移転の売買です。場所につきましては議案書の8ページの右上の3-1-①、3-1-②になります。隣は議案2の農地2筆が隣接しています。詳細につきましては航空地図1ページになります。譲受人に関する事項ですが、耕作面積は51,985㎡、うち自作が516㎡、借受が51,469㎡です。貸付地、不耕作地はございません。従農者数は3名、トラクター3台、定植機2台、管理機等所有しています。譲受人は39歳の専業農家です。以前より借りていた農地にハウスを設置し経営規模を拡大するため申請となりました。</p>

		<p>2番ですが譲受人は1番と同じ〇〇〇〇氏。譲渡人は上里町〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇氏です。土地の所在ですが大字〇〇〇△△△2筆。農業振興地域内の青地です。1番の2筆に隣接しております。面積は①が512㎡、②は917㎡です。所有権移転の売買です。譲受人に関する事項ですが、1番と同じ方ですので割愛させていただきます。</p> <p>3番ですが、譲受人は上里町にお住いの〇〇 〇〇氏です。譲渡人は上里町〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇 △△△です。農業振興地域内の青地です。譲受人の居住地からの距離は310m、地目は田、面積は844㎡。権利内容は所有権移転の売買です。場所につきましては議案書の9ページの右上の3-3になります。詳細につきましては航空地図2ページになります。上里カンターレの北側に位置しています。譲受人に関する事項ですが、耕作面積は16,772㎡、全て自作です。貸付地、不耕作地はございません。従業者数は3名、トラクター2台、コンバイン1台、乾燥機等所有しています。譲受人は73歳の専業農家です。自作地に隣接した農地を買い受けて効率的に農業を行うため申請となりました。</p>
	議 長	ただいま事務局より説明がありましたが、担当地区の委員より現場確認の報告をお願いします。
	小林 雄一委員	1番・2番について 問題ありません。
	安原 和夫委員	3番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
		～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。

<p>日程第3 議案第20号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>	議 長	<p>～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>
	議 長	<p>日程第3 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番から2番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>農地法第4条の説明をさせていただきます。今月は2件になります。 1番は、申請人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△、面積は265㎡、地目は畑、転用目的は農業用物置、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地です。宅地に接続しています。申請地は自宅西側で現在営農しているビニールハウスの道向かい側にあたり、立地的にも効率が良く、農業用倉庫を建設したく申請するものです。 2番ですが、申請人 上里町〇〇△の△の△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 331㎡、地目は畑、転用目的は敷地拡張、形態は新設、申請地が所有する店舗兼貸住宅を改修して入居者を募集する予定ですが、駐車用地が不足していることから、駐車場用地としていることから駐車場用地として敷地拡張したく申請するものです。</p>
	議 長	<p>以上で事務局による説明を終わります。、 一番の案件から順番に、担当地区の委員どちらか方より現場確認の報告をお願いいたします。、</p>
	小林 雄一委員	<p>1番について 問題ないと思います。、</p>
	金井てる子委員	<p>2番について 問題ありません。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>

<p>日程第4 議案第21号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第4 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から10番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。今月は通常案件10件になります。</p> <p>1番は、譲受人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△、面積は268㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅です。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在妻と2人で借家暮らしをしておりますが、将来の事を考えて、自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 東京都〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、譲渡人 深谷市〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△、地目は畑、面積は342㎡で外1筆の宅地と一体利用です。権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅4棟、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地です。宅地に接続しています。申請地は国道に面しており、近隣には住宅地、公共施設、商業施設もあり、住宅需要が見込まれることから申請するものです。</p> <p>3番は、譲受人 上里町〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇〇 △△△△氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 420㎡、地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅です。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地になります。譲受人は現在両親と実家暮らしをしておりますが、将来の事を考えて、自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 上里町〇〇△の△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇〇〇 △△△△氏です。</p>

	<p>土地の所在は大字〇〇△△△ 面積は350㎡になります。地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地になります。譲受人は現在、家族3人で借家暮らしをしておりますが、将来の事を考えて、自己用住宅を建築したく申請するものです</p> <p>5番の案件でございます。譲受人が上里町〇〇〇〇 (株)△△△▽。譲渡人は上里町〇〇〇〇 △△△氏、土地の所在は大字〇〇〇〇 面積は725㎡で、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は資材置場、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は町内で工務店を営んでおりますが、現在の資材置場では不足しており新たに資材置場として利用したく申請するものです。</p> <p>6番は、譲受人 伊勢崎市〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△、面積は500㎡、地目は田、権利内容は永年の使用貸借権設定、転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在家族3人で借家にて生活しておりますが、将来のことを考えて、妻の父所有の土地に自己用住宅を建設したく申請するものです。</p> <p>7番の案件でございます。譲受人が上里町〇〇〇〇。譲渡人は上里町〇〇〇〇 △△△氏、土地の所在は大字〇〇〇〇 面積は500㎡で、権利内容は永年の使用貸借権設定、転用目的は一般住宅、形態は新設です。申請地は農業振興地域内であり、第1種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在家族3人で借家暮らしをしておりますが、将来のことを考えて、父所有の土地に自己用住宅を建設したく申請するものです。</p> <p>8番は、譲受人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△、面積は318㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在家族3人で借家暮らしをしておりますが、将来のことを考えて、祖母所有の土地に自己用住宅を建設したく申請するものです。</p> <p>9番の案件でございます。譲受人が上里町〇〇〇〇。譲渡人は上里町〇〇〇〇 △△△氏、土地の所在は大字〇〇〇〇 面積は576㎡で、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は共同住宅4戸、形態は新設です。申請地は農業振興地域内であり、第2種農地です。宅地に接続しています。申請地は住宅地に</p>
--	--

		<p>囲まれ、住環境にも恵まれておりアパート需要が見込まれることから申請するものです。</p> <p>最後です。10番は、譲受人 本庄市〇〇△△△の△ (株)〇〇 〇〇、譲渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏外1名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△、面積は合計で991㎡、上里と本庄の境に位置します。地目は畑、権利内容は所有権移転の売買です。転用目的は建売分譲住宅3棟、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地です。宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれ、住環境にも恵まれており住宅需要が見込まれることから申請するものです。以上です。</p> <p>議長 以上で事務局による説明を終わります。、 一番の案件から順番に、担当地区の委員より現場確認の報告をお願いいたします。、</p> <p>間々田秀造委員 1番から5番について 問題ないと思います。、</p> <p>菊地 宏利委員 6番について 問題ありません。</p> <p>菊地 宏利委員 7番についても 問題ありません。、</p> <p>小林加代子委員 8番について 問題ありません。、</p> <p>細井 登委員 9番について ちょっとした疑問に思ったところがあるのですが。南側と西側に昔の細長い水路があり、それが残っているんですが、一般的だと思うんですが、建物の建てる時、あそこに塀を建てますよね。塀を建てると異様にその土地が狭められちゃって、使い道にないような土地が、これは町有地になるんですか。こういう土地が</p>
--	--	---

	事務局	<p>随所に見られるのですよね。こういう土地っていうのは、こういう売買の時なんかには、ついでに買ってもらわないと将来的に草が生えたり、だんだん木が大きくなったり管理ができないような土地になっちゃって、それこそ大きな機械が入れない土地が随所に残ってしまうのじゃないかと私も疑問に思っているんですが。</p> <p>確かに今回の申請地の西側と南側に水路の用地がございます。大きく1,000平米を超えたり、あとは住宅として5区画以上になってきますと、町の開発指導という分野がありまして、建物を建てたり、造成するのに、例えば、ゴミ置き場をつけて下さい、カーブミラーをつけて下さい、その土地の中の排水に対して排水計画を出してくださいね、とか色々町から近隣周辺的安全対策等々含めて、お願いをすることができる機関があるのですが、今回につきましては、面積、個数ともに、その開発指導には該当しません。ですので、行為者が、当然その境界を越境するってことはまずできませんけども、その中で建てる分にはその申請者の方で、少し注意をしながら建ててもらおうという程度しかちょっとできないのかなと考えております。また水路の管理につきましては、町道路整備課または地元の行政区で、いろいろ問題点があれば区長さんを通して要望を出していただくとかですね、そういう形でお願いをしていくしかないのかなと思います。</p>
	細井 登 委員	<p>というと、こういう土地は、どんどんそのままずっと続くということになっちゃうんですかね。</p>
	事務局	<p>あとは、あそこが水路的に機能してるかっていうのが多分あるかと思うんですよね。もし機能してないんであれば、払い下げというのはあるかと思うんですが、どうしても払下げはやっぱり所有者が土地を下さいとって買う方ですから、要らないよってなれば、どうしてもそこに残ってしまっ、草の管理等々はですね、行政区もしくは町の道路担当の方でやっていくしかないのかなってところはあるかと思います。</p>
	議 長	<p>よろしいですか。 それでは10番について</p>
	坂本 正委員	<p>10番 特に問題ないと思われまます。</p>

	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	蓮 博政委員	9番の件で、隣地との境界にブロックをして、町の管理でとおっしゃいましたよね。私もそういう場面に1回出くわしたのですが、払下げを申し入れましたら、出来ない、町の管理だと。草だとかなんか心配する時点があれば当局に行ってもらえばその雑草処理については町が動きますと。こんな狭いところで両方からブロックに責められて、人間が入っていくのがやっとなで、やるのはわかるけど、かたどおりの事で、話したものの、その時の職員は言っていましたけれど、現実問題どうなんでしょう。そういうのは本当にやってるのですか。考えられない。おそらくいっぱいありますよね。
	事 務 局	そうですね。土地改良事業をやると、上からの水が来なくなってしまって、そのまま水路用敷が残ってしまうっていうのは確かに町内で結構ありますよね。場所によってはやはりその水路が、言うならば使っていないのであれば、町としてもその払い下げとかがっていうのもどうですかっていう話もあるかと思いますが、その払い下げもなかなかできないとなれば、町としては管理していきますという話になると思います。管理してるかどうかっていうところは今の段階では言えないけど、定期的にしてるかどうかは別としても、もしくはご連絡をいただいたら、すぐは管理するようにはしていると思います。土地が町の土地になっていけば、お話をいただければ、除草とかするような形で動くと思います。ただ定期的というと、町内にかなり数が多いものですから、こうやってるかどうかっていうのはちょっとすいません今のところ私もちょっと不明なのでお答えできない。すいません。
	蓮 博政委員	シルバーセンターか何かをお願いしてやってるような事例もあるんですか。本当に。
	事 務 局	はい、あります。
	木村 信雄委員	あるんです。私の承知しているところであります。区長を通して、お願いしました。

[そ の 他]	事 務 局 長	<p>確かに昔の図面を見ると、蓮委員の言った通り、かなり水路があるのは、私どもも認識しております。また、以前に比べて側溝がだいぶ整備されて、どうしても水路敷で残ってるのが、町内いくつもありまして、今言った通り、水路の境界でブロックを塀立てて、人が入れないところも我々は把握してますので、もし、そう言う所等お気づきになれば、うちの方を通してでも良いですし、この水路関係が道路整備の方になりますので、話はしていきますので、難しい地域で難しい所がありましたらご連絡いただければ対応しています。あの、払下げ関係もケースバイケースで、そういう話が農業委員会からも出たということも話をしておきますので、難しいところがあるかもしれませんが、こういう議題に出た事は伝えておきますのでよろしく願いいたします。</p>
	議 長	蓮さん良いですかね。
	蓮 博政委員	はい、ありがとうございます。
	議 長	その他ご質疑ありますか。
	議 長	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可相当とすることに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	以上で本日用意した全ての議案を終了します。
	議 長	続きまして、その他として事務局よりお願いします。
事 務 局	その他について	

[閉 会]	会 長 代 理	<ul style="list-style-type: none">・全国農業新聞の継続のお願いについて（継続者には口座変更が必要です） やめる場合は自動で停止となるのか…手続きが必要です。・懇親会の開催について・・・来月の委員会の後に開催する(欠席者は7月5日までに連絡)・農業委員の帽子等の返却について・・・返却に必要ななし・情報交換会・次回の定例総会について（7月18日火曜日 PM1時30分から）・通学路となっているのバイパスの用地の草の処理について・・・国交省に話をして欲しい <p>以上ですべての日程が終了いたしました。慎重審議をいただき、ありがとうございました。、 これもちまして本日の定例総会を閉会いたします。</p>
-------	---------	--

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和4年6月26日

議 長

印

(金井 てる子 委員)

署 名 人

印

(坂本 茂 委員)

署 名 人

印